

代表者変更等に伴うＩＣカードの取扱いについて

本案件は、入札手続きを電子入札システムで行う電子入札対象業務である。

同システムに係るＩＣカードの取扱いとして、企業名称又は名義人などの登録情報に変更が生じた場合は、以降、当該カードは失効する。

代表者変更等があれば、紙入札により入札参加が可能であるので、別途申し出ること。

なお、代表者変更等があったにもかかわらず、変更前のＩＣカードを不正に使用したことが判明した場合は、入札の無効、契約解除等の取扱いや、指名停止措置も含めたペナルティー処分等が課されることになるので、十分注意すること。

※詳細は「沖縄県電子入札運用基準」を参照すること。